

浅口市公告第7号

公募型プロポーザル方式により、下記実施要領に基づき業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年4月1日

浅口市長 栗山 康彦

記

浅口市文書管理・電子決裁システム導入に係る  
文書管理コンサルティング業務委託  
プロポーザル実施要領

1 概要

浅口市（以下「本市」という。）では、今年度に文書管理・電子決裁システムの導入を予定（令和6年6月プロポーザル実施予定）しており、令和7年4月から電子を中心とする文書管理や文書決裁への移行を計画している。本要領は、提案方式により最適候補者を選定するための審査に係る事務及び審査手続きを定めたものである。

(1) 業務名称

浅口市文書管理・電子決裁システム導入に係る文書管理コンサルティング業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

「別紙1：浅口市文書管理・電子決裁システム導入に係る文書管理コンサルティング業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) スケジュール

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ア 公告（募集開始）      | 令和6年4月 1日（月）      |
| イ 質問受付期限        | 令和6年4月 9日（火）17時まで |
| ウ 質問回答期限        | 令和6年4月15日（月）      |
| エ 参加申込書等受付期限    | 令和6年4月22日（月）17時まで |
| オ プレゼンテーション審査実施 | 令和6年4月30日（火）予定    |
| カ 審査結果通知・公表     | 令和6年5月 8日（水）予定    |
| キ 契約締結          | 令和6年5月下旬          |

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 提案上限価格

6, 500, 000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 担当部署

浅口市役所企画財政部総務課（藤原、石井）

所在地：〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地

メール：somu@city.asakuchi.okayama.jp

電話：0865-44-7000

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加申込時点において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 役務の提供に係る令和6年度の浅口市競争入札（見積）参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成19年浅口市告示第65号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱（平成18年浅口市告示第101号）に基づく指名除外を受けていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 業務全体の指揮、進捗管理等の業務を担う管理担当者については、本業務に精通した者（文書情報管理士上級（日本文書情報マネジメント協会）又はファイリング・デザイナー1級（日本経営協会）の資格を保有）に従事させること。

## 3 質問

本プロポーザルに関して、質問事項がある場合は、以下のとおり質問を行うこと。

(1) 質問期限

本要領1(3)イに記載のとおり

(2) 質問方法

電子メールでPDF化した「様式第3号：質問書」を送り、電話で到達確認を実施すること。メール件名は、「質問書（事業者名）」とすること。

- (3) 質問先  
本要領 1 (6) に記載のとおり
- (4) 質問への回答  
本要領 1 (3) ウに記載の期限までに、本市ホームページに掲載する。
- (5) その他  
評価等に影響を及ぼす恐れのある質問については受け付けない。  
また、質問に対する回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

#### 4 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限  
本要領 1 (3) エに記載のとおり
- (2) 提出書類及び提出方法  
電子メール（総量 8 MB まで）で、PDF 化した「別紙 2：浅口市文書管理・電子  
決裁システム導入に係る文書管理コンサルティング業務委託参加申込書等提出書類一  
覧」に掲げる書類を送り、電話で到達確認を実施すること。電子メールで送信できな  
い場合は、提出先へ連絡すること。
- (3) 提出先  
本要領 1 (6) に記載のとおり
- (4) その他  
提出期限を過ぎて以降は、提出書類の差替を認めない。

#### 5 選考について

- (1) 基本的な考え方  
本市にとって、最適な条件の受託者を選定するため、価格のみではなく、業務実  
績、専門性、技術力、企画力など総合的に評価を行う。
- (2) プレゼンテーション審査
  - ア 開催日は、本要領 1 (3) オに記載のとおり
  - イ 会場は、浅口市役所本庁 3 階会議室（岡山県浅口市鴨方町六条院中 3 0 5 0）
  - ウ 時間等の詳細は、別途連絡する。なお、実施順は参加申込書の受付順とする。
  - エ 資料は、本要領 4 (2) で提出した書類を用いること。補足資料の配付等は認めない。
  - オ 内容は、企画提案書に沿った提案を実施すること。なお、所要時間は 2 0 分以内とする。
  - カ 提案は、企画提案書の内容を具体的に説明することを主とし、必要に応じて補足説明をすること。企画提案書に記載のない新たな提案は認めない。
  - キ 必要に応じて質疑応答を行う。（質疑の時間はオの所要時間に含まない。）
  - ク 説明者は、本業務の担当を予定する営業責任者・担当者、技術責任者・担当者の

いずれか1人以上とし、本業務の目的及び技術的特徴を網羅的に理解している者が実施すること。なお、会場への入室は4人までとする。

ケ 大型モニター、HDMIケーブルは市で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。

コ プレゼンテーションは、公平性を確保するため非公開とする。

サ ウェブ参加も可とする。ウェブ会議用のURL発行は提案事業者が行うこと。

※ウェブでの参加者も入室人数に数える。

※通信等の不具合があった場合、その不具合が市側のものであっても、制限時間は厳守することとし、追加の時間設定は行わない。

### (3) 審査方法及び評価基準

市職員で組織する審査委員会において、「別紙4：浅口市文書管理・電子決裁システム導入に係る文書管理コンサルティング業務委託審査要領」により審査・評価し、総合評価点が満点の5割以上であった者のうち、最高点の提案者を優先交渉事業者として選定する。公募の結果、提案者が1者の場合にも審査を実施し、総合評価点が満点の5割以上であれば有効とする。

なお、最高点の者が複数となった場合、見積金額が最も安価な者を上位とし、この金額も同じ場合は審査委員会の採決により決定する。

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格を満たしていない場合

イ 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

ウ 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合

エ 提出に必要な書類が揃っていない場合

オ 提案上限価格(本要領1(5))を超えた見積りを提出した場合

カ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

※ウェブ参加の場合は、開始時間に接続がなかった場合

キ 審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合

ク 本業務の仕様書の内容を満たしていない場合

### (5) 審査結果の通知及び優先交渉事業者の公表

ア 審査の結果について、審査終了後すべての提案者に電子メールで通知する。

イ 審査の経過及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。

ウ 審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

エ 参加者数、優先交渉事業者名(優先交渉事業者以外の事業者名は非公開)、評価点は、本市ホームページ上で公表する。

## 6 その他

### (1) 契約締結

審査の結果、優先交渉事業者と本業務仕様の契約交渉を行う。ただし、次のいずれかに該当し優先交渉事業者と契約ができない場合は、次点候補者と契約を行うものとする。

ア 優先交渉事業者と契約交渉が成立しない場合

イ 優先交渉事業者が契約の締結を辞退した場合

ウ その他の理由により優先交渉事業者と契約の締結が不可能となった場合

### (2) 業務の範囲

本業務の範囲は、仕様書を基本とするが、本市の判断により、契約締結時において、提案者が行った提案内容を追加、変更できるものとする。

### (3) その他留意事項

ア 書類の作成・提出、提案等にかかる一切の経費は、提案事業者の負担とする。

イ 提出書類等は返却しない。

ウ 提出書類に誤字脱字等がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。

エ 提案書類の著作権は提案事業者に帰属するが、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。ただし、提案事業者の承諾なく、他自治体などの外部機関への公開・配布はしない。

オ 「様式第1号：参加申込書」を提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに「様式第4号：辞退届」を提出すること。

カ 本プロポーザルにより得られた情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、仕様、複写等をしてはならない。